

専決第 4 号

専 決 処 分 書

平成26年度西原町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決する。

平成27年3月31日

西原町長 上 間 明



理由

平成26年度西原町一般会計において、やむを得ない理由により執行に至らず、繰越明許費として補正をする必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年度西原町一般会計補正予算

平成26年度西原町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表

繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 社会教育費	文化財事務運営事業	300